

五泉市立橋田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な方向

(1) 基本理念

- ①「いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある」という認識を誰もがもつ。
- ②全ての児童が安心して学校生活を送れるように、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、いじめの未然防止対策を講じる。
- ③「いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうる」との認識をもち、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に、組織的に対応する。
- ④いじめを受けたとされる児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有する。
- ⑤加害児童への指導に当たっては、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤周辺で傍観している児童に対しても、間接的にいじめに加担する行為であることを理解できるようにする。

(2) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条にて定義されている、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」及び、

「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条2項に、定義されている、いじめの類似行為「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

をいう。なお、いじめに当たるか否かについては、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(3) 学校及び職員の責務（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第7条）

基本理念にのっとり、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習と諸活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組む。いじめが疑われる場合も含めて、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

(4)児童の役割（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第9条）

- ①自分のことを大切にし、一人一人の違いを理解し、お互いを尊重すること。
- ②発達段階に応じて、インターネットで送信される情報の特性に対して理解を深めること。
- ③いじめ又はいじめの疑いがあると思われる場合は、学校の教職員、保護者に相談すること。

(5)地域及び事業者の協力（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第10条）

いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者、その他の関係者への情報の提供、その他必要な配慮を行うよう努める。

(6)保護者の責務（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第8条）

- ①いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について学び、保護する児童がいじめ等を行うことのないよう、当該児童に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育、その他の必要な教育を行うよう努める。
- ②保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に当該児童をいじめから保護するとともに、学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する。
- ③保護者は、学校の設置者及び、学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。

2 いじめの防止等のための措置

(1)基本対策

①未然防止対策

ア より良い人間関係を構築するための素地作り

- ・ 一人一人を大切にした学級経営
- ・ いじめを題材にした道徳授業の実施
- ・ 児童主体による挨拶運動の実施（学年部単位等）
- ・ 人権教育、同和教育に関する公開授業、授業参観の実施
- ・ いじめ見逃しゼロ強調月間、いじめ見逃しゼロスクール集会による啓発活動

イ 自己有用感を高めるための取組

- ・ 縦割り班を中心とした交流活動の実施（年3回全校縦割り班遊びを設定）
- ・ SDGsと関連させた児童主体のプロジェクト活動
- ・ 学級で協力し、他者に楽しんでもらう出店の企画、運営（橋田っ子祭り）
- ・ 保護者によるメッセージカードの積極的な活用

ウ インターネットトラブルによるいじめへの未然防止

- ・ 情報モラル教育の実施と保護者への積極的な啓発活動
- ・ 県SNS教育プログラム、県自殺予防教育プログラムの活用の確実な実施
- ・ 教育委員会や警察等との連携強化

エ 教員の資質向上

- ・ いじめ防止年間指導計画に以下の職員研修を位置づけ
生徒理解研修、いじめ・不登校対応研修、SGE（SSE）研修
人権教育、同和教育研修、Q-U分析に関する研修

②早期発見対策

ア 多様な手法による見取り

- ・ 朝、帰りの会での子どもの変容の確実な見取り
- ・ 気になる児童への日常的な教育相談の実施
- ・ 20分休み、昼休みの巡視による安全確保と、子ども同士の関わり合いの注視
- ・ 毎月のこころのアンケートの実施（記載場所は、隔月学校、自宅、記録は5年保管）
- ・ 毎週の情報交換会の設定と、共通理解（子どもを語る会）
- ・ Q-U調査（年2回）、分析結果の情報交換
- ・ Q-U調査結果を基にした教育相談の設定（Talking Time）
- ・ 1人1台端末を活用した教育相談システム

イ 組織体制の強化

- ・ 学級だより等を活用した保護者への日常的な啓発活動
- ・ SC、SSWとの連携の日常化
- ・ 学校運営協議会との情報共有と助言を基にした組織体制の改善
- ・ 保護者会での「いじめ防止基本方針」の説明と保護者への周知
- ・ 学校HPへの「いじめ防止基本方針」の掲載と地域住民への周知
- ・ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」の保護者参加と啓発活動
- ・ 民生委員、児童委員、橋田小学校見守り隊との定期的な情報交換
- ・ スクールガードリーダーの学校訪問と情報交換
- ・ 橋田地区青少年健全育成協議会による挨拶運動と、巡視、情報交換

(2)いじめ発生時の対応

①発見、事実確認

ア 特定の教職員で抱え込むことなく、まずは管理職に報告し、組織として対応する。

イ 目視、訴え等により、いじめの疑いがある事案を発見後、被害が疑われる児童（もしくは情報提供者）を徹底して守り通す旨を伝えとともに、より具体的な事実を聴き取る（5W1H）。

ウ 加害が疑われる児童への対応の可否、保護者連絡の可否について確認する。

②1次判断

ア 校長は、いじめの認知について1次判断をする（疑いありと判定した日が認知日）。

イ 認知については、児童の感じる被害性に着目して判断をする。

ウ 「疑いあり」と判断した場合、以下の点について検討し、必要に応じて実施する。

- ・ 被害が疑われる児童（もしくは情報提供者）の安全の確保
- ・ 被害が疑われる児童（もしくは情報提供者）からより詳細な聞き取りの実施
- ・ 重大事案の有無に関する検討
- ・ いじめ・不登校対策会議の内容に関する検討

③第1回いじめ・不登校対策委員会

（校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特支Co、担任、SC、SSW）

ア 聴き取り内容、現状等の事案内容を共有する。

イ 被害が疑われる児童の支援方針、関係児童への聞き取り方法を検討する。

ウ 被害が疑われる児童の保護者への連絡内容を検討する。

エ 五泉市教育委員会に第1報を入れ、指導方針等に関する指導を仰ぐ。

（「いじめ防止対策推進法」第23条2）

④保護者連絡

- ア 聴き取りを行った児童の保護者に対して、聴き取った内容、学校の方針を伝える。
- イ 保護者の意向、要望を聞く。

⑤全職員周知

- ア 早期に職員間で情報と今後の方針について共有する。
- イ 関係児童について、全職員で見守る意識を共有する。

⑥事実確認

- ア 加害が疑われる児童、関係児童からの聴き取りを行う。(複数で対応)
- イ 具体的な事実(5W1H)を中立な立場で聴く。(指導は方針を決めてから)
- ウ 聴き取った内容の相違点について確認をする。
- エ 背景や心情とともに、相互認知の可能性についても考慮する。

⑦第2回いじめ・不登校対策委員会

(校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特支 Co、担任、SC、SSW)

- ア 事案内容を共有する。
- イ 当委員会において校長は、いじめ認知の判断を以下の分類において行い、その後の対応方針につなげる。
 - ・いじめ行為 有
 - ・いじめの疑いのまま
 - ・いじめの類似行為
 - ・加害被害相互認知
- ウ 被害が疑われる児童の支援方針の再検討を行う。
- エ 関係児童への指導方針を検討する。
- オ 重大事案と判断した場合、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- カ 関係児童保護者への連絡方法、内容を検討する。
- キ 全体指導や未然防止策の内容を検討する。
- ク 五泉市教育委員会に続報を入れ、対応等に関する指導を仰ぐ。

⑧指導、支援

- ア 検討した指導方針に基づき、関係児童に対する指導を行う。
- イ 関係児童への指導は、毅然とした態度で行い、その心に寄り添いながらも、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもてるように指導する。
- ウ 状況により、学級および全校児童への指導を行う。
- エ 指導、支援は、重大事態に至らないように遅滞なく講じる。
- オ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。
- カ 指導、支援の内容は、現状を確認し、必要に応じて別途策を講じる。
- キ 指導、支援の期間中は、下記対策も視野に入れながら改善の方向へと進める。
 - ・面談による経過確認
 - ・SC・SSWとの連携
 - ・関係機関(警察、医療機関等)との連携
 - ・児童主体の自治的な活動の導入
 - ・PTA、育成協との連携

⑨保護者連絡

- ア 関係児童の保護者には、聴き取りを行った日に、聴き取った内容、学校の方針、指導内容を伝える。
- イ 保護者の協力を仰ぐとともに、伝えられた内容に関する受け止めも聴き取る。
- ウ 関係児童の指導時の様子、ならびに保護者の受け止めを被害児童の保護者に伝える。

⑩報告書作成

- ア 管理職が所定の様式に沿って、報告書を作成する。
イ 規定の期日内に、五泉市教育委員会に報告する。

⑪いじめの解消判断

- ア 認知から３ヵ月を目途に、双方の関係児童、保護者に面談等で確認する。
- イ 解消の判断はいじめ・不登校対策委員会にて行う。
- ウ いじめが継続していた場合、再指導を行うとともに、次の３か月後に同様に判断をする。

3 重大事態への対応

(1)重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条1，2）

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
ア 自死、自死を企図した場合
イ 身体に重大な傷害を負った場合
ウ 金品等に重大な被害を被った場合
エ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより学校を欠席することを余儀なくされている場合
(３０日が目安だが、一定期間、連続して欠席した場合も含む)
- ③ その他、校長が重大事態と判断した場合
(児童、保護者から重大な被害が生じたと申し立てがあった場合も含む)

(2)重大事態対応の手順（校長のリーダーシップの下、いじめ不登校対策委員会を活用し対応）

- ① 重大事態の発生予測を含めて発生した場合は、五泉市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 五泉市教育委員会と協議の上、調査組織の主体を決定する。
事案によっては、五泉市教育委員会が主体となって調査することもある。
また、犯罪行為に相当するとみられる場合、警察等とも連携して対応する。
- ③ 調査に当たる前に、対象児童・保護者への事前説明を行い、共通理解を図る。
説明内容は以下に関して行う。
 - ア 1号、2号のいずれの重大事態か。法に基づき、調査を行うことについて
 - イ 学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期 について
 - ウ 事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものという主旨について

- エ 調査組織の構成について要望があるかどうかの確認
- オ 調査事項となる事案についての確認
- カ 対象児童・保護者から調査方法について要望の確認
- キ 対象児童・保護者との窓口の説明

- ④ 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で対象児童・保護者へ再度説明する。説明内容は以下に関して行う。
 - ア 調査の根拠、目的について
 - イ 調査組織の構成について
 - ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）について
 - エ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）について
 - オ 調査結果の提供について
- ⑤ 調査を行う。聴き取り、アンケート等を活用し、重大事態に至る要因となったいじめ行為に関して、事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。なお、調査に関しては以下の点に留意する。
 - ア 聴き取りの体制については、複数人で聴き取る。
 - イ 児童への聴き取りの際には、アフターフォローに入るなどの配慮を行う。
 - ウ 聴き取り調査を行う際、長時間にわたる場合には複数回に分けて行う。
 - エ 対象児童が話したがらない場合は、保護者と連携して、柔軟な対応をとる。
 - オ 聴き取り内容に関しては、いじめ不登校対策委員会で入念に打ち合わせる。
（生徒指導提要 6.3.2（児童生徒からの聴き取り）の聴取方法を参考にする。）
- ⑥ 事実関係を整理し、報告書を作成する。
- ⑦ 調査内容に関して、対象児童・保護者に説明する。
- ⑧ 調査報告書で提言された、支援、再発防止策を実行していく。

(3)重大事態への対処の留意事項

- ① 児童や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。
- ② 自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- ③ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、当該児童・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- ④ 学校は、調査後、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

4 橋田小学校 いじめ防止に向けた年間指導計画

月	学校、教職員	児童主体
日常	・朝の会、帰りの会での変容の見取り ・連絡帳による情報収集 ・教育相談 ・巡視による見取り ・学級だよりによる啓発（随時） ・欠席対応（子どもとともに１・２・３運動） ・子どもを語る会（週１回） ・こころのアンケート、聴き取り（月１回） ・スクールガードリーダー訪問（月１回） ・スクールカウンセラー来校（年５回） ・スクールソーシャルワーカーとの連携（随時）	・プロジェクト活動（通年）
4	・児童理解研修 ・PTA学年懇談会 ・見守り隊面識会	・プロジェクト活動前期
5	・いじめ・不登校対応研修（含法理解） ・中学校区連携部会 ・幼保小連絡会	・１年生を迎える会 ・運動会 ・運動会準備活動
6	・Q-U研修 ・Talking Time ・学校運営協議会（基本方針確認） ・育成協あいさつ運動 ・いじめ見逃しゼロスクール集会 ・いじめに関する道徳の授業	・陸上記録会激励会（５年中心） ・体力テスト（縦割り班） ・全校縦割り班遊び ・学年部あいさつ運動
7	・個別懇談 ・民生委員児童委員懇談会 ・県SNS教育プログラム実践	
8	・人権教育、同和教育研修 ・SGE（SSE）研修	
9	・学校運営協議会 ・県自殺予防プログラム実践	・学年部あいさつ運動
10	・育成協あいさつ運動	・学習発表会 ・プロジェクト活動後期
11	・育成協あいさつ運動 ・音楽交歓会（４、５年） ・Q-U研修（分析） ・Talking Time ・PTA学年懇談会	・全校縦割り班遊び ・いじめ見逃しゼロスクール集会
12	・個別懇談（希望制）	・橋田っ子祭り
1	・中学校区連携部会	・全校縦割り班遊び ・学年部あいさつ運動

2	・ P T A 学年懇談会 ・ 学校運営協議会 ・ いじめ防止基本方針の見直し	・ 6 年生を送る会 ・ 卒業プロジェクト
3	・ 幼保小連絡会 ・ 中学校との情報交換 ・ 卒業式	

【付記】

令和 7 年 4 月 1 日 大幅改定